

# ドイツ・左翼党の綱領論議をめぐって

「学習期政党」のふたつの文書の紹介と検討

小 野 一

## Die Programmdebatte der Partei “DIE LINKE”

Ein Kommentar zu den Dokumenten der “lernenden Partei”

ONO Hajime

五党制の定着をもたらした2005年連邦議会選挙はドイツ政党政治の転換点だが、その際、台風の目となったのが左翼党である。最左翼の議会政党と大雑把な言い方は可能でも、さまざまな党内潮流を内包した同党の性格を特定するのは、容易ではない。実際、2011年現在、党綱領は継続審議中であり、その文言の中には「学習期政党」という自己規定さえ見られる<sup>(1)</sup>。多様な方向性を許容し、そこに可能性を見出すという戦略は、今日の左翼の置かれた状況からの帰結なのかもしれない。

この研究ノートの中心的な目的は左翼党のプログラムの立場の解明にあるが（第2節）、その前段として、結党の経緯や現状、進行中の政党政治再編成の中での位置の把握は欠かせない（第1節）。同党の綱領論議の特徴と到達点を理解する一助とするため、ベーシック・インカム論に関する考察も行う（第3節）。

本稿は、工学院大学総合研究所プロジェクト研究の一環をなす。単著として執筆したが、共同研究者との議論や協力によるところが大きい。ただし内容上の責任は筆者にある。

### 1. 左翼党の一般的性格

#### ① 新党誕生の経緯

左翼党は、2005年連邦議会選挙に際して、旧東ドイツのPDSと旧西ドイツの新興組織「労働と社会的公正のための選挙オルターナティブ」（WASG）とが統一名簿を提出したことに端を発する。東西ドイツの相違に加え、さまざまな党内潮流の併存は、正式合同を経た後

にも影を落としており、多面的な事象の一部を過大評価するような議論は避けられるべきである。分析の第一歩として、結党の経緯を概観しておこう。

この種の政党にチャンスはないとされた旧西ドイツ地域で、赤緑連立政権の末期、アジェンダ2010や連邦国防軍の国外派兵に反対する者などを糾合してラディカル左派が地歩を得てきたことは、政治的地殻変動の予兆として重要である。2004年3月はじめ、サービス産業従事者の労働組合連合（Verdi）の活動家のよびかけに応じ、ベルリンで「選挙オルタナティブ2006」の会合が持たれた。彼らは、選挙に参入することで潜在的な支持者を掘り起こしたいと考えていた。その直後、バイエルンでは、IGメタル（金属産業労働組合連合）の活動家（その中には社会民主党員も含まれる）が「労働と社会的公正のためのイニシアチブ」を立ち上げた。こちらは、社会民主党（SPD）に左から圧力をかけることを考えていた。これらふたつの運動体がWASGの設立に合意したため、同組織は2004年7月3日に発足する。世論調査の好意的な反応もあり、会員数は順調な伸びを見せる。同年11月の連邦代表者会議、2005年1月の決議などを経て、設立党大会は2005年5月はじめにドルトムントで開かれた（Neugebauer, Stöss 2008: 155-156）。設立宣言には、小さき人々を犠牲にした連邦政府の改革政策に歯止めをかけ、支払い能力ある者への優遇措置をやめさせることが謳われている（Feist, Hoffmann 2006: 167）。

WASGは、初挑戦となるノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙（2005年5月22日）で2.2%の得票により、連邦規模での成功への足がかりを得た。PDSもこの選挙に参加したが、得票率はわずか0.9%。ラディカル左派への潜在的支持にもかかわらず、PDSは旧西ドイツ地域では受け入れられないことが明らかになり、同州PDSにも路線転換の兆しが現れた。

この選挙でのSPDの大敗は、連邦首相シュレーダー（Gerhard Schröder）をして、同年秋の繰上選挙を決断させる。連邦議会選挙への参加は設立の経緯からして自明だったとはいえ、事態の急展開の中で、WASGには早急にクリアしなければならない問題がある。党の看板となる代表者を捜すことも、そのひとつである。PDSとの連携も考えられるが、旧西ドイツの有権者やWASGでは旧東独共産党末裔への抵抗感は依然として根強い。

ラフォンテーヌ（Oskar Lafontaine）がSPDを離党しWASGに入党したのは、州議会選挙の2日後のことである。彼はPDSのギジ（Gregor Gysi）と会談し、来る連邦議会選挙で両党が共同行動をとることなどを約束した。ギジから連絡を受けたPDS党首のビスキー（Lothar Bisky）は、ほとんど最終決定であるかのように党執行部に報告した。何ら公式な手続きを経ずに重要事項が一部の人間により突然決められたように見えるが、水面下での準備は周到に進められていた。PDSの全国規模での勢力拡張のため、旧西ドイツ地域の新党との橋渡し役となるパートナーを求めているギジは、ラフォンテーヌに目星を付け、すでに2002年8月には話を持ちかけていたのである。両党の正式な会談の成果は、2005年6月9日に発表された。その中では、旧西ドイツ地域におけるPDSの候補者名簿の上位には

WASGの候補が割り当てられること、2007年をめどに正式合同を目指すこと、旧西ドイツ有権者の感情に配慮しPDSは党名変更にも吝かでないこと、などが定められた。WASGの側では異論も出されたが、こうした措置は両党の党大会で承認された。党名については、「左翼党／PDS」とすることがPDSの党大会で決定された。

こうして迎えた2005年連邦議会選挙では、左翼党／PDSは8.7%の得票率で第四党になる。その後は正式合同に向けての会合が何度か行われたが、原理原則上の問題に戦術的考慮や思惑も絡み、容易ならざるものがあった。最大の対立点となったのは、連立政権への入閣の是非である。すでに赤赤連立の実績もある旧東ドイツを拠点とする左翼党／PDSの州組織連合は、いわゆる戦略的トライアングル<sup>(2)</sup>に依拠しつつ、入閣オプションを是とすることが多かった。WASGはSPDとの協働には懐疑的だった。他にも困難はあったが、2006年2月末には最初の共通政策案が、6月には「設立宣言」が提示された。10月になると「左翼党」という新しい党名が提案されるとともに、諸文書の草案や組織形態の案などが出され、それらは各党での議論を経て翌年3月に決定されるものとされた。

2007年3月の党大会は、東西の両組織で別々に行われたが、ここで組織合同の是非を問う党员投票の実施が決定された。WASGの側では、1万1408人のうちの49.8%が党员投票に参加し、そのうち83.9%が賛成票を投じた。左翼党／PDSでは投票率は83%で、そのうち94%が組織合同に賛成した。最終的には、2007年6月16日の党大会により、左翼党は正式に発足する。2007年のブレイメン議会選挙を皮切りに議会入りを果たし、2010年のノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙が終わる頃には、旧西ドイツ10州（ベルリンを除く）のうち7州で議席を持つ政党にまで成長した。

## ② 五党制システムの中での左翼党の位置

戦後（西）ドイツでは、穏健保守のキリスト教民主社会同盟（CDU／CSU）と穏健改良主義のSPDの二大政党に自由民主党（FDP）を加えた三党制システムが機能していたが、80年代以降は新社会運動起源の緑の党が加わった。それ以来、連邦および州レベルでは、政治的対抗関係を中道保守（CDU／CSU＋FDP）と赤緑連立（SPD＋緑の党）との対立としてとらえるのが一般的となった。両ブロックのうち議席の過半数を制した陣営が連立政権を形成し、それが不可能な場合には例外的に大連立政権（CDU／CSU＋SPD）が成立することがある、というわけである。

このような図式は崩れた。そもそも2005年連邦議会選挙後に大連立が成立したのは、中道保守も赤緑連立も過半数議席を制し得なかったからである。こうした議席配分は五党制の下ではしばしば出現するが、そこで大連立があくまでも例外として忌避されるなら、ドイツでは一般的でなかった三党連立を考えなければならない。計算上想定可能なオプションは、信号機連立（SPD＋FDP＋緑の党）、ジャマイカ連立（CDU／CSU＋FDP＋緑の党）、赤赤緑連立（SPD＋左翼党＋緑の党）の3つである。

信号機連立による多数派形成が可能だったことは何度かあるが（ベルリン 2001 年選挙、2005 年連邦議会選挙、ノルトライン＝ヴェストファーレン州 2010 年選挙、等）、FDP の拒否的態度などのゆえに頓挫している。信号機連立の不安定性ないしは実現困難性を、新自由主義に傾斜した FDP と、環境政策を重視する緑の党との政策距離の大きさから説明することは、いちおう可能である。ジャマイカ連立は、従来の常識では考えられない組み合わせだが、2005 年連邦議会選挙後にはその可能性を大まじめに論じる者も少なくなかった。2009 年 8 月には、ザールラント州でこの型の連立政権が成立する。緑の党は左派政党とのみ連立する、という常識は過去のものとなった。

もうひとつのオプションは赤赤緑連立だが、今のところ、州レベル以上での形成実績はない。左翼党への抵抗感が根強く残る中、たとえ戦術的には非合理でも赤赤緑連立が忌避されることは少なくない。ザールラントやヘッセン州<sup>(3)</sup>の事例は、その延長上で理解されよう。2010 年ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙後には、五党制の下で中道保守も赤緑連立も多数派形成できないという、2005 年連邦議会選挙と類似した議席配置が出現した。結局は大連立に落ち着くかとも思われたが、実際に成立したのは赤緑連立少数派内閣（左翼党の閣外協力に依存）だった。これは、2009 年連邦議会選挙での大敗を受け、次回選挙での政権奪回を見越した戦術的観点から大連立は避けたい連邦 SPD の意向が働いたためとも言われる<sup>(4)</sup>。

いつまでも左翼党をタブー視し続けるのは妥当でないと、少しずつだが世論にも変化が現れてきている<sup>(5)</sup>。ベルリンや旧東ドイツの一部の州では赤赤連立が政権を担当しており、赤赤緑連立が連邦や旧西ドイツの州でも連立オプションとなる可能性は排除されない。「オスロ・グループ」や「連带的近代のための機構」（設立大会は 2010 年 1 月 31 日）など、赤赤緑連立を意識した超党派組織の活動も活発化した。

そのことは、赤緑連立だけで多数派形成できるなら左翼党は不要になる、という事実を否定するものではない。2010 年夏の世論調査データはその可能性を示していた<sup>(6)</sup>。これは、2009 年選挙後の連邦与党の失墜とともに、第三の国民政党と化した緑の党の急激な支持率回復<sup>(7)</sup>によるところも大きい。この傾向は、2011 年 3 月の選挙でバーデン＝ヴュルテムベルク州およびラインラント＝ファルツ州で赤緑連立（前者の場合は史上初の緑の党の州首相誕生）の成立をもたらした、フクシマ以後の脱原発世論高揚の中でさらに強められた。ベルリンの赤赤連立は、同年 9 月の選挙を経て赤緑連立に移行する見通しが濃厚となった。

### ③ 支持者、組織構成、党内潮流

左翼党支持者の社会的構成は、SPD の伝統的支持者層のそれに類似する。旧西ドイツ地域での左翼党支持者（2005 年選挙時）の主力は 1950 年代生まれの男性で、労働者または失業者、労働組合員が多い。彼らは、社会国家ないしはケインズ主義的方策によるマクロ経済コントロールが安定を約束する、と信じられた時代に社会に出ただけに、シュレーダー政権

のアジェンダ 2010 以降は、SPD から裏切られたと感じている。彼らは、当てにしていた世代間契約（年金制度）の恩恵に与れないとの不安を抱く世代でもある。今や左翼党は、旧西ドイツ地域も含めて継続的な組織的基盤を獲得したと言える。こうした支持構造は旧東ドイツ地域でもおおむね共通するが、PDS が東ドイツ社会に根を張っていた名残として、60 歳以上の層でも支持が強い。支持が比較的弱いのは、旧体制とは縁の薄い若年層（34 歳以下）である。東ドイツの左翼党は、PDS 時代の痕跡を部分的にとどめながらも、急激な社会変化の恩恵に与れない人々の党という意味で、旧西ドイツ地域での支持構造に近接する一方で、党名変更によるネガティブなイメージの払拭により旧体制エリートのゲッターから脱しつつある、とも言える（Messinger, Rugenstein 2009 : 71-75）。

このような中で次第に明確になってくる政治的方向性は、3つの党内潮流により代表される（*ibid.* : 78-80）。ひとつ目は、反資本主義的左翼（AL）である。彼らの理解によれば、社会主義運動である左翼党の任務は、エリートの新自由主義的合意に対する声高な反対を議会ないしは街頭で実践し、資本主義を克服することである。そこには、共産主義系グループのメンバーが、「社会主義オルターナティブ／前へ」のようなラディカル左派の活動家や、「共産主義プラットフォーム」<sup>(8)</sup> で活躍した古参 PDS 黨員などとともに結集している。彼らにとり、他党との連立は論外だが、とりわけ SPD に対しては、彼らが社会的公正に言及するのは選挙戦略にすぎないと手厳しい。それゆえ、政権入りを是とする他の党内グループとは激しく対立する。しばしば争点となるのは、外交政策や、ベルリンの赤赤連立によりハルツ法が実行に移されたことなどである。

ふたつ目の党内潮流は社会主義的左翼（SL）であり、70年代の労働組合運動の中級・下級活動家層がここに拠り所を求める。新自由主義への反対という点では AL と認識を共有するが、日常的な改良活動といったプラグマティックな目標を掲げる。他党とは明確な距離を保ちつつも、連立政権入りへの拒否的態度は絶対的ではない。彼らは左翼党の中に、長らく守勢を強いられた労働組合を再び前面に出すチャンスを見る。ドイツ流の修正資本主義と左派ケインズ主義が、彼らの支持する立場である。PDS よりも、WASG に近い。彼らの主張は、マスメディアを通じて一定の反響を呼んだ。労働運動との結びつきは、左翼党が旧西ドイツ地域に拡張する際に重要な意味を持つ。

3つ目の党内グループは、民主的社会主義フォーラム（FdS）で、ここには PDS 出身のプラグマティストが多い。連邦共和国の政治制度の中での活動を志向する FdS は、ベルリンをはじめ、政権担当の経験がある州組織からの集まりで、政権参加のための妥協も辞さない。同権的・連帯的・市民的・民主的条件の下での欧州統合にも好意的である。しばしば他のふたつの党内潮流から批判の対象となるこの組織は、それがために、左翼党内の周縁的グループに避難場所を提供することもある。例えば「解放的左翼」のメンバーが FdS と強い親近性を示すのは、無条件のベーシック・インカムなどの要求が、伝統的社会主義の立場の他の党内グループではほとんど相手にされないためである。

異なった立場の党内グループの併存は、急激な党勢拡大の負の側面でもある。基本綱領の採択が遅れているのも、変革アジェンダの詳細に関して党内合意形成をはかることの困難性を示すものと言えよう。同党は、規模は小さいがオルターナティブを声高に叫ぶ政治勢力であり、その多様性は2007年の組織合同を通じてますます強められた。他党との協力にもオープンな旧東ドイツの政治家に加え、ラディカルなグループも影響力を増し、党執行部(2008-10年任期)を構成する44名のうち23名は旧西ドイツ地域出身だった。そのため、ゲールケ(Wolfgang Gehrcke)やヴェルナー(Harald Werner)のような元DKP党員が、ブーフホルツ(Christine Buchholz)やヴィスラー(Janine Wissler)のようなラディカル左派や、ヴァーゲンクネヒト(Sahra Wagenknecht)やグライス(Thiess Gleiss)のようなALのメンバーと同席している。新来のグループは、反グローバリズム運動活動家から左翼リバタリアンまで立場はさまざまだが、attacと連絡のある者が執行部の中に6名いると言われる(Hough 2010: 377-378)。

曖昧な政策的立場と厳格さを欠いた組織形態は、権力獲得のために結束して行動する合理的組織という近代政党のイメージに反する。だが多様な立場とイデオロギーを党内的に統合する仕組みは、2000年代後半の左翼党では顕著な発達を遂げた。こうした多元性は、さまざまな党外集団との結節点になり得るが、基本方向をめぐる対立を招き党を麻痺させる危険もある。主要な党内潮流に党執行部のポストを与えたり、党大会代議員選出に際しての優遇措置を定めているのも、こうした対立を回避するための方策として理解されよう。

## 2. 左翼党の綱領草案

党綱領の採択は2009年連邦議会選挙後にまで見送られることとなっていたが、実際に綱領草案(LINKE 2010a)が公表されたのは2010年3月20日である。党執行部が2011年5月26日付けで発表した文書(LINKE 2011b)によれば、修正提案をふまえて近日中に最終的な綱領草案がまとめられ、2011年10月の党大会(エルフルトで開催予定)と同年末の党員投票を経て正式に決定されるという。以下に掲げる抄訳<sup>(9)</sup>を通じて、本稿執筆時点における同党のプログラムの立場を見ていこう。まず、次のような前文が置かれる。

「左翼党は、オルターナティブを、よりよき未来を支持する。我々は、経済的強者の言いなりでほとんど違いのないような諸政党とは、一線を画する。すべての子どもが貧困のうちに成長せずにすむ社会、すべての人が平和、尊厳、社会的安定のうちに生活し、民主的な共同関係を築くことができる社会のために、我々は戦う。この目標を達成するためには、もうひとつの経済・社会システム、すなわち民主的社會主義が必要である。

「数十億の人類のライフチャンスが数百の大企業に牛耳られ、搾取、市場をめぐる戦争、帝国主義が未来と希望を引き離すような世界に、我々は甘んじない。すべての人間活動が自己責任に帰せられる社会は、非人間的である。損得勘定が支配的なところに、民主主義はな

い。サメのような金融資本に無制限の自由を認めることは、多くの人を不自由にする。

「我々は、人権と解放のためにファシズム、人種主義、帝国主義、軍国主義と戦ってきた社会主義と民主主義の伝統から出発する。搾取や無権利状態により生きるための基礎条件を破壊するような社会関係は、克服されねばならない。知識社会、情報社会、文化社会の新たな可能性は、社会的・民主的・平和的文明と環境のために役立てられるべきである。我々は、家長長制的構造の克服を求める。政治的・社会的・文化的人権や、法治国家、民主主義、社会国家のための戦いの成果を守り、さらに発展させねばならない。

「一握りの上層への富の蓄積と、多くの人の貧困化と福祉の低下をもたらしたのは、グローバル化でなくグローバルな資本主義である。その結果は、産業における生産能力の減退、飢餓賃金セクターの増大、無秩序な雇用機会喪失、社会保障給付制度への負荷、地方自治体の貧困化、職業訓練機会の不足、特権的教育、医療の階層化、高齢者の貧困化と不十分な介護などといったかたちで、ドイツの至る所に見られる。新自由主義者は、大企業経営者や資産家の利益を政治の中心に押し上げたが、それは大多数の人々の利益に反する。

「消極的抵抗を能動化することは、我々の課題である。我々は、賃金ダンピング、社会的剥奪、共有財産の売却に反対する。社会的力関係の変更と政治的オルターナティブのために戦う。民主主義、自由、平等、公正、国際主義、および連帯は、我々の基本的価値だが、それらは平和、自然保護、解放と不可分の関係にある。これらの諸目標は、不平等、搾取、経済成長および競争に基礎づけられた資本主義とは両立不可能であるゆえ、我々はシステム転換のために戦う。

「労働組合、社会運動、他の左翼諸党、ドイツ・欧州・世界の市民とともに、我々は社会共同体的オルターナティブを模索する。我々が望む民主的社会主義の社会共同体では、ひとりひとりの自由と平等が、すべての人の連帯的發展の条件となる。我々は一致団結して、自由と平等のための、平和のための、民主的・社会的・エコロジー的・ジェンダー平等的価値のための、オープンで多元主義的、論争好きにして寛容な、新しい政治勢力になる。我々は、政治的方向性の転換のために戦う。それは、資本主義を克服するための社会共同体の根本的変革に道を開くものとなる。

「我々の綱領は、3つの基本理念からなる。第一に、個人の自由と人格的發展。すべての人は、社会的平等と連帯のうちに、自らの人生の自己決定のための諸条件を分かち合う。我々はそれが、利潤優先でない連帯的社会のための中心理念であると考えている。第二に、連帯的發展と自然保護に適合的な経済および生活様式。利潤志向の経済成長戦略は、社会的・エコロジー的の改革により、持続可能な発展へと仕向けられる必要がある。第三に、これらふたつの目標を実現するための長期的解放プロセス。そこでは、資本の支配は民主的・社会的・エコロジー的諸勢力により克服され、民主的社会主義の社会共同体が生成する。

「左翼党は、以下の目標のために戦う。

「現状とは異なる民主的な経済秩序：市場原理に基づく生産・分配は、民主的・社会的・

エコロジックなコントロールの下に置かれる。そうした経済秩序は、民主的に統制された公的所有や、国家や地方自治体や共同体的所有形態に基礎づけられる。私的経済セクターでは、経済競争は厳格な統制下に置かれる。すべての形態の企業において、労働者の権利や共同決定権は強く保障される。

「良質な労働による生存権保障のための権利：我々は、完全雇用と時短によるワークシェアリングを支持し、低賃金セクターや飢餓賃金、および派遣労働や見なし自営業による正規雇用の代替に反対する。職業労働、家事労働、育児、交友関係、成人教育、自由時間が、自己決定的に結びつけられることが重要である。

「社会的・エコロジックな改革：持続可能で資源節約型の環境保護的な経済・生活様式に向けての改革を支持する。再生可能エネルギーを基礎に規制された選択的成長が必要である。

「安心して暮らせる社会：懲罰的でないかたちでの貧困対策として、基礎的社会保険と包括的な解雇規制を支持する。ハルツIVは廃止されねばならない。何人も、職業能力以下の就労や飢餓賃金を甘受することはあってはならない。

「貧困対策としての法的年金：すべての就労者の老後の生活水準を保障するために、労使が対等の地位で財源を負担する年金制度は、個人加入の年金とは異なり、金融市場の不確実性に左右されるものではない。数百万の高齢者が貧困生活を余儀なくされるような社会は、人間的ではない。

「連帯的・疾病・介護保険：この制度の下では、すべての人は収入に応じて保険料を負担し、給付が必要となった場合にはすべての医療・介護サービスが賄われる。どのような医療を受けられるかが、個人の経済力の問題であってはならない。

「すべての人にアクセス可能な良質で無償の幼年時からの教育：これは、自己決定的連帯的人生、社会参加、民主的活動のための基礎である。我々が望むのは、共通の学習過程を通して社会共同体の一体化を図る教育システムである。ハンディキャップを増幅するのではなく平準化し、あらゆる職業的可能性と人生の見通しを開く教育制度が求められる。

「公正な税制：中・低所得層は税負担を軽減され、高額所得者の課税が強化される。大きな財産、資産、キャピタルゲイン、企業収益は、公共善や社会的・エコロジックな改革のための財源にもっと動員されるべきである。我々は、上から下への所得・資産の再配分を支持し、公共サービスの財政基盤を強化・安定化することを望む。

「帝国主義と戦争に反対し、平和と軍縮を支持すること：我々は、大量破壊兵器なき世界、連邦国防軍の戦地派遣の即時終結、武器輸出禁止を支持する。市民的開発援助がなされるとともに、第三世界の経済的搾取は終わらせられるべきである。戦争は問題解決ではなく、問題の一部である。

「欧州連合 (EU) の再生：我々は、民主的・社会的・平和的連合としての EU を支持する。社会政策および環境保護政策の欧州最低基準や、法人税・財産税の基準も引き上げられるべきである。欧州中央銀行や欧州の経済政策は民主的にコントロールされる。EU 内での



経済立地競争やダンピング合戦は、ヨーロッパの理念を傷つけるものである。

「民主主義と法治国家の貫徹：我々は、大企業の恫喝的権力に反対し、フランスでそうであるように企業からの献金を禁止し、政界と経済界の分離を支持する。国民投票などの直接民主主義は奨励される。財産とは無関係の法的請求権、被雇用者の闘争手段としての政治的ストやゼネスト、市民的権利の拡張や、社会共同体のあらゆる領域における民主化を支持する。資本主義とは、経済的強者により民主主義が破壊されるシステムである。それゆえ我々は、次のように宣言する。民主主義と自由を。搾取と抑圧なき民主的社会主義の社会共同体を。」

このような前文に続く綱領草案本文は、大きく5つの部分に分かれる。

第一の部分「我々はどこから来たのか、我々は何者なのか」では、19世紀の労働運動にまで遡り、ドイツ左翼の歴史を概観する。今日の左翼党に直接関わる事象では、旧東ドイツとシュレーダー政権に対する態度が重要である。前者に関しては、西側の主流的言説とは異なり旧東独社会主義体制をある程度評価するのは自然なことだが、人民の民主的統制から乖離した権威主義的な社会主義は早晚挫折を免れ得なかったとして、スターリン主義からの決別を掲げる。後者に関しては、多くの人の期待を集めた「赤と緑」のプロジェクトだが、1999年以降はその社会的・エコロジー的目標を資本の利益に従属させ、ドイツ国防軍の派兵に道を開いたとする。それに批判的な者の一部がWASGを作ったが、その運動には、旧西ドイツの議会外運動（労働、女性解放、環境、平和運動など）と通じるものがあると示唆される。

第二の部分「資本主義の危機、文明の危機」は、現下の情勢分析である。資本と労働の妥協としての社会的市場経済が70年代の経済危機により終わりを告げると、資本主義は本来の粗野な姿を露わにする。過去数十年の資本主義の展開を時系列的に追ったのが、「新自由主義的転回、再配分と投機」、「バブル経済と社会的断裂」、「21世紀初頭の世界経済危機」といった小項目で表示される部分である。危機に瀕する金融市場資本主義は、同時に、多層的な文明の危機を引き起こした。それは、「社会的連帯の危機」であり、「民主主義の空洞化」の危機であり、「エコロジー問題の重要性」と関連する自然的・社会的生活条件の危機である。さらには、グローバルな企業活動を支える資本主義国家の行動が、今日における「帝国主義と戦争」の背後にあるとされる。

こうした現状認識をふまえ、第三の部分では、「21世紀の民主的社會主義」像が対置される。ただし、資本主義へのオルターナティブを打ち立てる20世紀のプロジェクトが民主主義の欠如と中央集権的経済のゆえに挫折したという認識から、社会主義は新たに定義し直されるべきだとする。社会主義と民主主義とは不可分である。民主的社會主義は、自由、平等、連帯、平和、および社会的・エコロジー的持続可能性を基本理念としつつ、現状変革を志向する。今も昔も変わらず重要な所有形態の問題は、「所有権の問題と経済民主主義」<sup>(10)</sup>、「公的所有とステークホルダー」、「中小企業」の項目で扱われる。国家や地方自治体による

所有、公有および私有、協同組合所有などのさまざまな形態が考えられるが、ステークホルダー、消費者、公益団体の代表者が民主的決定に参加する。公共インフラ、エネルギー、福祉などの公共財の供給は、利潤動機に基づく私的経営に適さない。銀行システムに関し、左翼党は、信用金庫、協同組合銀行、国有大銀行の3つを柱に据える。「効果的な民主的・社会的・エコロジー的規制ワケ組み」の項目では、例えば、各界代表者の円卓会議による意思決定といったアイデアも示される。

第四の部分「左翼の改革プロジェクト、社会共同体的変革への歩み」は、さらに5つの部分に分かれ、綱領草案の中で最も詳細な叙述がなされている。

「1. どのように生きるべきか？ 良質な雇用、安心できる社会、公正」では、まず、大量失業を克服し「良質な雇用」をすべての人に提供する必要性が指摘される。その要求は、法定最低賃金や時短（ワークシェアリング）とセットになっている。職業労働が生産力の基礎とされながらも、職業労働以外の社会的有用活動も含めた公正な分担を重視している。「積極的経済・労働市場政策」の項では、公共投資の拡大によるサービスの充実と新たな完全雇用政策が求められるが、それは社会的・エコロジー的に盲目的な成長戦略であってはならない<sup>(11)</sup>。大量失業を回避するために、将来性ある部門への移行を支援する。「金融セクターを民主的にコントロールし公共善への責任を負わせること」の項では、近年の金融投機危機における民間銀行の責任にふれ、金融機関は再び公共の目的に復すべきとする。投機性の高い国際金融取引の禁止や、資本取引（株式など）への高率課税も求められる。「後進地域振興策と旧東ドイツにおける責任」の項では、長期的視野に立った全ドイツの開発・投資・構造改革政策が必要とされる。「再配分と公正な税制」の項で、財産税の再導入や所得税の最高税率引き上げに言及されていることは、上から下への富の再配分を掲げる左翼党の立場からして当然である。「民主的社会国家における社会的安定」の項では、収入とは無関係にすべての人の基本的ニーズを充足する立場から、民営化路線や、失業保険と生活保護の一体化により受給の低下を招いたハルツIVへの批判的態度が表明される。

「2. どのように意思決定すべきか？ 社会共同体の民主化」では、ドイツの議会制民主主義の直接民主主義による補完が論じられる。そのための方策として、左翼党が地方自治体の権限や地位の強化に賛成であることが、「代議制および参加型民主主義の強化」および「民主的な地方自治体」の項で述べられる。市民社会的自治が、民主的共同決定のための重要な舞台だからである。経済団体や企業による政党への献金や、議員が経済界などから俸給を受けることは、禁止されるべきである。「権力分立の徹底／司法の自治の導入」および「デジタル社会における民主主義」で現代デモクラシーの新展開にふれた後、監視国家の拡張には「個人的権利の強化」を対置し、ドイツおよびEUで生活する人すべてに平等な政治的・社会的権利を実質化すべきとする。また、綱領草案では前項に置かれていた「平等およびジェンダー間公正」がこの箇所に移され、「変化の中のジェンダー間関係」とするべく編集作業中であることが注記される。「移民の国ドイツ」の項を見れば、そうした諸権利がい

わゆるエスニック・マイノリティにも適用されることがわかる。左翼党は、外国人の庇護権保障を再び憲法上の権利とすることを求め、ヨーロッパの要塞化に反対する。「反差別主義政策」では、性的指向や家族形態における少数派も含め、あらゆる意味での同権的地位が求められる。修正案では、「デンマーク人、フリースランド人、ソルビア人、シンティとロマの同権」および「高齢者の尊重」が独立した項目として扱われている。「解放主義的教育」の項では、選別主義的教育ではなく、すべての子どもが可能な限り長期間共通の授業を受けるシステムへの支持が表明される。就学前教育、成人教育、職業訓練の充実と、その前提としての財政措置も重要である。「文化は我々の基礎である」、「知財および著作権」、「民主的にコントロールされた報道機関」の項でも、多様性と自由なアクセスの保障がキーワードである。「教会および宗教団体」を尊重し、「ファシズムや人種主義と戦う」という基本的立場にも言及される。

「3. 自然と社会をどのように保護すべきか？ 社会的・エコロジー的改革」では、綱領草案時点のものとは比べ、大きな変更が見られる。修正案の文面をもって公式見解とみなすなら、左翼党の立場は次のように要約されよう。すべての人は、等しく、地球からの恵みに与る権利とともに、それを保持していく責務も有する。こうした権利と義務の平等な配分は、南北問題への取り組みも含め、グローバルな関係における規範とすべきものだが、ドイツとEUはそこで先駆的役割を担うべきである。その具体的実践として、エコロジー的に不合理で社会的に不正な生産・消費様式を変えねばならないが、より少ない消費の下で幸福な社会共同体へ至る道筋として、党は、特定の生活スタイルを指定するわけではない。エコロジー的な生活スタイルには数多くのパターンがあるのであり、どのようにして低炭素・省資源社会を実現するのかは各人の自由に委ねられる。環境資源のエコロジー的規制（CO<sub>2</sub>の排出削減など）のために費用負担が発生するとしたら、それに伴う利益還元は低所得者層を優遇するかたちで行われねばならない。GDPの増大が福祉の増進をもたらすとは限らない以上、エコ社会的経済が目指すべきは、経済成長のための成長戦略ではない。不平等な富の配分と巨額の借金財政と不十分な社会保険システムとが、成長戦略からの決別を困難にしているのである。

エコロジー改革の中心は「地球温暖化防止とエネルギー政策転換」で、2020年までの温室効果ガス50%削減、2050年までの再生可能エネルギー100%目標、脱原発、原発輸出の禁止、省エネ推進などに言及される。その他に「自然は我々の生命である」、「万人のための移動手段／エコロジー的交通政策転換」、「地域的な循環型経済」の項目がある。

「EUをどのように改革すべきか？ 民主主義、社会国家、エコロジー、平和」は、修正案で新たに付け加えられた部分である。EUの軍事的・非民主的・新自由主義的要素を徹底的に改革して新たなスタートを切ることを求める。もうひとつのヨーロッパは、もうひとつの世界を可能にするために重要な貢献をなすとされる。

「5. どのように平和を創造すべきか？ 軍縮、集団的安全保障、共栄」では、まず、左

翼党の国際政策の4原則、すなわち集団的安全保障・軍縮・攻撃兵器不保持による平和、貧困・低開発・環境破壊克服のための連帯的政策、社会的・民主的・平和的EUへの支持、国連の改革と強化が確認される。その上で「テロ戦争ではなく連帯の中の平和」の項では、NATOを解消しロシアを含む集団的安全保障体制に移行すること、ドイツ連邦国防軍の戦地派遣を中止することが求められる。「国連の改革と強化」の項では、国連憲章に定められた平和的外交・安全保障政策へ回帰する必要性に言及され、国内的には、核兵器や大量破壊兵器の禁止、外国の軍事基地の閉鎖などが求められる。連邦国防軍の漸次的武装解除をはじめ、世界規模での軍縮の長期的展望にも言及される。「国際的協働と連帯」の項では、対GDP比0.7%以上の対外援助目標をはじめ、途上国の貧困を克服するための対策が求められる。その背後には、21世紀の社会的・エコロジー的改革はグローバルなワク組みの中でしか成果を上げ得ないとの認識がある。その際、途上国におけるジェンダー平等や食糧主権の問題も考慮されねばならない。

第五の部分「政治の転換とよりよき社会共同体のための協働」では、目標達成のため、社会共同体における力関係の変更をどのように行うかが問題になる。「広範な左翼同盟」は、ドイツ・欧州・国際政治のワク組みの中で不利益を被っている労働者・失業者の共通の利害ないしは具体的問題から出発する。学習期政党との自己規定が見られるのもここである。「新自由主義イデオロギーとの論争」の中で、左翼民主主義的、社会的、エコロジー的、平和的政策を実現するためには、議会内外の勢力間の相互作用が欠かせない。デモ行進、集会、市民的不服従、ストライキなどの方法で自らの利益を守ろうとする人々を支援する中で、政党としての左翼党の機能は、「議会活動と政府における人民代表」として議会外勢力との協働に資することである。政府への参加はその限りにおいて意味があり、左翼党は、民営化や福祉・労働政策の縮減や連邦国防軍の海外派兵を許すような政権には入閣しない。政権内で資本や議会主義の論理に流されないためにも、労働組合やその他の社会運動団体との関係維持は重要である。

「新しい政治スタイル」の項では、左翼党が社会共同体における市民運動と密接に結びついた政党であることが強調され、党内過程の透過性、大企業や銀行からの献金を受け取らないことなどにも言及される。「欧州および国際的協働」では、他の欧州諸国の左派政党やとの連携にも言及されるが、欧州中心主義に陥ることを戒め、国際的視野をもって活動する政党でなければならないとする。

### 3. ベーシック・インカム論を例に

ベーシック・インカムは、既婚・非婚、職業的地位、職歴、就労意思の如何に関わらず、無制限の市民権としてすべての人に支給される (Fitzpatrick, Cahill 2002 : 138-139)。福祉国家や完全雇用が自明でなくなる中で再び注目されているが、既存の労働観やワーク・ライ

フ・バランスやジェンダー間関係の問い直しなどとも関わるベーシック・インカム論は、単なる最低限所得保障を超えた革新性を有する。左翼党では2005年以来、連邦レベルのワーキング・グループ (BAG) が活動している。その成果をまとめたパンフレットの序文では連邦副党首のキッピング (Katja Kipping) が無条件のベーシック・インカムを解放的社会変革のための左翼プロジェクトと特徴づけるが (LINKE 2011a: 3)、それが党の立場として自明なわけでもないようである<sup>(12)</sup>。

本節では、BAG のレポート (LINKE 2010b) を手がかりに、組織的にもプログラムのにも形成途上の左翼党における理論活動の一端を見ていきたい。同レポートのイントロダクションは、次のように述べる。

「無条件の生存権保障としてのベーシック・インカムをめぐる議論は、左翼では新しいものではない。1796年には、左派リベラリストのトーマス・スペンスにより、土地の共有制との関連でベーシック・インカムが提案された。シャルル・フーリエ、その門下生のヴィクトル・コンシダラン、民主的・人道的社会主義者のエーリッヒ・フロム、卓越した左翼理論家のアンドレ・ゴルト、著名な左派知識人のアントニオ・ネグリとミヒャエル・ハートらも、さまざまな視点からベーシック・インカムを根拠づけた。

「1982年には、無党派の失業者運動が、ドイツでははじめて、生存手当と称するベーシック・インカムを要求した。その後も、多くの社会運動・失業者運動から、社会的・キリスト教的団体、左派の立場のアカデミズムまで、ベーシック・インカムへの広範な支持が見られる。連邦青年団、勤労者福祉団体連邦青年部、自然愛好青年団も、ベーシック・インカムを要求している。IG メタル内の「よりよい生活」のためのアンケートでは、無条件のベーシック・インカム (以下 BGE という) が組合員の政治的要求のトップテーマである。左翼党内にもワーキング・グループがある。そこに組織されたメンバーや支持者たちは、解放的ベーシック・インカムの導入を今日のかつ中期的政治課題と考えている。

「左派勢力および左翼党におけるベーシック・インカムをめぐる議論は、非常に多様である。人格を尊重し抑圧的でない無条件の基礎的社会保険も、同じ名称でよばれることがある。ベーシック・インカムは、各人の自由な自己決定を可能にするとともに、人間の市場への従属を段階的に克服する。それにより、社会的困難からの自由とともに、自己決定への自由、連带的でエコロジー的に持続可能な経済へと発展する自由、自由時間への自由を実現する。権威主義的・全体主義的政権の表象としての強制労働は、根本的に否定される。職業労働は、社会参加のための数ある就労形態のひとつにすぎない。しかしながら、賃労働者の社会的地位と独立性はベーシック・インカムにより格段に強化される。

「生存と社会参加を保障するベーシック・インカムは、多くの人にとり労働と生活の乖離ないしは両立困難性の増大に対する「ひとつの」回答でしかない。ベーシック・インカムの人道主義的・解放的要求は、資本主義的生産諸関係克服のための他の形態、すなわち国内のおよびグローバルな経済・金融セクターの民主的コントロール、消費資本主義文化の克服、

社会的生産のための物質的・文化的手段を利用可能にする諸形態と結合するのであり、そこにはますます多くの人知を結集することが求められる。ベーシック・インカムは、最低賃金と時短の実現を促進し、女性の自立と経済的地位を改善する。ただし、法的最低賃金、同一労働に対する男女同一賃金、職業労働配分のための法的・労働協約の方策なども必要である。ベーシック・インカムは、教育・文化・情報・知識・健康管理・移動などへの無制限かつ無償のアクセスのための方策や、生活関連の公共インフラの諸形態と結合する。これらの形態の社会参加保障は、拡張され、民主的・自律的に形成されねばならない。ベーシック・インカム、生活関連公共インフラ、民主的に組織された基礎的社会保険への社会保障制度の拡張は、社会国家の質的發展を意味する。そこでは、すべての人の自由な人格的發展、貧困および抑圧からの自由、脱官僚主義的・民主的社会形成、ますます多くの上から下への配分が可能になる。モダンで民主的な福祉国家の中心にあるのは、すべての市民が安心して暮らせることである。

「無条件保障は、すべての人の権利である。ベーシック・インカムも、国民国家的特殊性にあわせて実体化される、グローバルな社会権である。自然破壊的で人類の生存基盤を奪うような資本主義経済と経済成長・大量消費志向の生活スタイルに、地域・国民国家・グローバルなレベルで歯止めをかける必要がある。解放主義的なベーシック・インカムは、社会的・経済的・エコロジー的に持続可能な発展に寄与する。

「BAGのスポークスマンであるシュテファン・ヴォルフは、第一次素案をさらに発展させた。ここに提示するコンセプトは、左翼党内外のBAGメンバーにより、2009年10月3日のライプツィヒでの会合における集中審議を経て決議されたものである。

「BAGは、コンセプトの公開を通じ、ベーシック・インカムをめぐる党内外の議論がさらに促進されることを期待する。

「左翼党内のコミュニケーションに関する調査によれば、党員の68%はベーシック・インカムを支持する。連邦党事務総長に提出された党内調査でも、全有権者の71%、左翼党支持者の86%がBGE支持である。これは私たちの路線の正しさを示すものである。

「BGEへの第一歩として、BAGは、生活空間と関連の深いベーシック・インカムのコンセプトを深化させ、2009年選挙プログラムに向けての議論に参入した。これについてもBAGのウェブサイトで見ることができる。」

このような要約に続き、ベーシック・インカムとその実現可能性について概説する10のパートがある。「1. 無条件のベーシック・インカム／民主化と貧困対策のためのコンセプト」は、左翼党の構想内容を次のように描く。

「16歳以上のすべての人には、ミーンズテストや強制就労を伴わないベーシック・インカムが支給される。その額は、貧困リスクを回避し生存と社会参加を保障する水準である。国籍に関わりなく、ドイツに継続的な居所を有する者はすべて、BGEを請求できる。「不法滞在者」なる差別的なステータスは廃止される。非合法的な人間など、誰ひとりとして存在しな

いからである。貧困ラインは所得平均に対する割合として定義されるため、所得・課税・賦課金の変化を敏感に反映するとは限らない。それにもかかわらず、総所得の50%は無条件のBGEとして市民に還元（16歳未満は半額）されねばならない。一人当たり国民所得が増加すると、支給されるベーシック・インカムも増大する。無償で利用できる子ども関連公共インフラやサービス（育児・教育施設など）は拡張される。それが不可能なら、子どものためのベーシック・インカムはもっと高額でなければならない。

「BGEの支給額は貧困ラインを超えるレベルに設定されるため、貧困所得の問題は除去される。ミーンズテストを伴う基礎的（最低限）社会保険とは異なり、隠れた貧困も救済対象となるBGEは、人権に配慮したものである。

「2007年度に向けての試算では、ドイツに居住するすべての16歳以上の人は月額1010ユーロのBGEを、16歳未満は月額505ユーロを支給される。以下の議論では、単純化のため1000ユーロおよび500ユーロとする。

「修正された住居手当は、顕著な家賃格差を補正するものである。住居手当をめぐると議論は、当該地域の平均的な光熱費込み家賃を念頭に置く。家賃の安い地域では、追加の住居手当は必要ない。ミュンヘンのような家賃水準の特に高い都市では、1000ユーロのベーシック・インカムだけで生きる人は、所得の大部分を家賃につき込まねばならず、社会共同体への適切な参加のために十分なお金を有していないことになる。我々の目的は、最低限所得保障にとどまらず、この国に生きるすべての人に社会参加を可能にする最低限所得を与えることである。それゆえ、税金を財源とする住居手当は必要である。

「特定の種類の人々（妊婦、慢性疾患や障害を持つ人、等）には、BGEを超えた特別補助がなされる。

「ミーンズテストを伴う条件付き所得移転とは異なり、BGEは、職業労働への従事や、所得の多寡や、財産の有無とは無関係に給付される。BGEは、就労所得やその他の所得と組み合わせることができる。追加所得のある人の総所得は、税控除後の手取り所得にBGEを加算したものとなる。例えば、時給10ユーロの法定最低賃金（左翼党の要求）で週35時間働く人は、我々のコンセプトに従えば約1750ユーロの手取り所得を保障される。資産を多く持つ人には、財産税が課せられる。

「BGEはすべての市民の生存と社会参加を保障するものだから、導入・体制・制御は民主的でなければならない。BGEをめぐると議論は公開でなされ、その導入は広範な市民の意思形成の対象となる。BGE基金の管理とコントロールは、自由に選任された市民の手に委ねられる。」

「2. BGEのコストおよび税制改革を通じた財源調達」では具体的な試算がなされる。

「2007年のデータに基づき、BGEのコストを試算するが、その数値は経済発展にあわせて更新される。月額1000ユーロ（16歳未満は500ユーロ）のBGEを維持するには、年間9140億ユーロが必要である。それを賄うための賦課金は、国家財政とは独立のBGE基金に

プールされる。BGE 基金は、公益法人として組織され、市民の手で自主的・民主的に運営される。BGE の導入に伴い、(配偶者控除や児童控除も含め)すべての優遇税制や税額控除は廃止される。課税最低限度は年間1万2000ユーロに引き上げられる。

- 〔1〕 35%のベーシック・インカム賦課金(年間収入見込みは約6380億ユーロ)。すべての一次所得(事業所得、家賃収入、利子・賃貸料、配当、資産からの所得、等)に課せられるが、福祉国家的所得移転は対象外である。35%の賦課金導入に伴い、累進所得課税は軽減される。課税最低限度は1万2000ユーロ(年額)。最低税率は7.5%だが、段階的に引き上げられ、6万ユーロ以上の所得階層では25%となる。所得税収入は現行よりも少なくなる。だが総体的には、高所得層の負担は顕著に高まる。6万ユーロを超えると、税金と賦課金の合計が70%になるからである。BGE 収入は非課税である。
- 〔2〕 株式売買に対する課税は、新規発行分には1%、新規発行でない株式については1.5%とする(収入見込みは350億ユーロ)。
- 〔3〕 不動産は0.7%、それ以外は1.4%の固定資産課税(収入込みは700億ユーロ)。
- 〔4〕 キロワット時あたり2.5セントのエネルギー課税。これは最終消費段階では平均3.55セントに相当する(収入見込みは980億ユーロ)。年間2000キロワット時の電力消費(一人世帯の平均値)では月額平均5.9ユーロの負担増となるため、エネルギー節約の動機づけとなる。
- 〔5〕 (商品やサービスの移動を伴わない)金融取引に対する課税。ただし月額1500ユーロまでは非課税となる(年間250億ユーロ)。
- 〔6〕 贅沢品取引に課される新税(収入見込みは約600億ユーロ)。高級車、ヨット、装身具・毛皮、環境負荷の大きい製品や日常生活に供されるのでない商品等は、贅沢品として申告されねばならない。申告すべき品目についてはさらなる議論を要する。

「すなわち収入見込みは約9260億ユーロである。それゆえ、約9140億ユーロのBGEのための費用は(変動を考慮しても)捻出できる計算になる。余剰金が出た場合には、市民により民主的に運営されるベーシック・インカム基金の準備金となる。」

BGE の導入により、現行の福祉制度(年金、疾病・介護保険、失業保険、児童手当、生活保護、奨学金、等)に変更が生じることがある。それについては、「3. 社会保険(社会福祉)システムの改革」で言及される。これらの分野との競合を考慮するなら、BGE の純コストは上の試算よりも小さくなるはずである。さらには、不況で収入が減少した場合のBGE のあり方、BGE の企業への影響などについても検討される。

BGE の額は、社会生活に必要な公共サービスへのアクセス可能性(料金)により変わってくる。「7. 公共インフラ・公共サービスの拡張と民主化」では、特に、平等主義的な教育システム、公共交通機関の拡張、エコロジー関連の公共インフラ、政治・文化・社会・スポーツなどへの参加可能性、情報へのアクセスについて考察される。BGE の導入にもかかわらず、相当額の社会保険料収入は必要である。労働法制上の改善、1ユーロ・ジョブ(低



賃金雇用)の廃止、同一労働同一賃金原則およびパートタイム就労部門の縮小などが、「9. 労働市場政策および公的雇用部門の創設」で検討される。

最終部分「10. 総合戦略としてのBGE」では、これまでの議論が要約される。「我々の考えによれば、BGEは、経済・社会問題に対する万能薬でもなければ、単独のプロジェクトでもない。解放主義的で社会改革志向の総合戦略の一環としてとらえられる。そこには、次のような要素が含まれる。時短＝ワークシェアリングや法定最低賃金(時給10ユーロ)を含めた労働法政上の改善。BGEや税制措置(特に資本・資産・高額所得者への課税強化)を通じた上から下への再配分。社会保険制度の拡張・民主化。公共インフラ・公共サービスの拡張・民主化、社会共同体に必要な労働(有給・無給を問わない)の両性間での配分。そのためには、同一労働同一賃金、就労・教育への機会均等といった、ジェンダー平等のためのさらなる措置が必要である。社会共同体的発展(経済も含む)およびエコロジ的持続可能性に立脚した社会的コンセプト。民主的経済・社会と個人の自由に立脚した連带的・参加的・協調的社会的共同体の創設。所有関係の根本的な再配分。人権としてのベーシック・インカムをヨーロッパないしは世界レベルで実現すること。

「BGEには、現状でも、資本主義的経済システムを克服する潜在的可能性があると、我々は考える。BGEは高度の脱商品化作用を有するため、賃労働者が労働市場でいかなる価格でも自らの労働力を売らねばならない、という強制がなくなるからである。

「このことは、労働者個人の地位の向上にとどまらない。再び攻勢に出た労働組合やその他の労働者利益代表は、労働世界・生産手段所有関係・労働組織の改編に関与できる。

「人格的自由の下では、労働は市場価値ではなく労働じたいが持つ精神的価値に基づいてなされ、魅力のない低賃金労働を甘受する者はいなくなる。賃金水準は、従来のものとは全く別の基準により決定される。

「賃金構造や労働動機の変化により、魅力的でない活動を追放し、有意義で楽しくエコロジ的の有償活動を創造せよとの圧力は高まるだろう。

「もはや経済的に他者に従属する者はおらず、誰もが自らの望むように職業生活に従事できる。BGEは、女性と一人親世帯により多くの裁量の余地を与える。」

#### 4. 若干のコメント

本稿の目的は、左翼党のプログラムの立場に接近するために、本稿執筆時点で利用可能な主要文書の紹介を行うことにあり、本格的な分析や論究のためには別稿を必要とする。だが、今後の研究の便宜のためにも、気づいたことを2点ほどコメントしておきたい。

第一に、左翼党のベーシック・インカム論の到達水準と限界についてである。同党では、人権・市民権の観点からの福祉国家改革案と位置づけられるこうした政策提言は、労働と非労働に関する既成概念の問い直し、賃金労働でない社会的有用活動の正当な評価、ジェン

ダー平等やエコロジーの観点など、左派オルターナティブの議論の蓄積をふまえている。それは今日の経済・社会的問題に対する万能薬などではなく、解放的な改造戦略の全体系の中に位置づけられるべきものである (LINKE 2010b : 12)。最大の特徴は、法定最低賃金による被雇用者の保護、および財産税などの税制的手段による「上から下へ」のラディカルな富の再配分と組み合わせて提案されているところにある。

このような高水準のベーシック・インカムは、ほんとうに実現可能だろうか。無条件支給がどこまで正当化されるのか、それにより社会的排除は克服されるのか、などといった未解決の問題がある。今日ではいかなる政策も一国内完結的ではあり得ないといった事情も、この政策提言への評価をネガティブなものにする。おそらく、高額所得者が重い負担を嫌って国外に逃避することは阻止できないだろうし、逆に高水準の無条件給付を求めて大量の移民が流入するなら、財政見通しはたちまち破綻する。このように BAG の提言は、あまりにも素朴である上に、ポピュリスト的な側面があることも否定できない。

注意すべきは、このような議論が現下の左翼党で現れてきたことの意味である。学習期政党との性格づけは、自らの理論的未成熟を認める謙虚さの表れとも、市民社会とともに政策形成を目指すオープンな態度とも、相対立する党内潮流間の平和共存を企図した戦略的プラグマティズムとも解釈できる。ベーシック・インカムのように理論的に未完成なものも含め自由な討論を許容する知的文化は、好意的に評価されようか。だが政党としての制度化の進行とともに、社会運動的な立場・発想の貫徹し得る余地が狭まることは、すでに緑の党の経験も示すところである。さらには、左翼党の活動家層の思考様式は、旧東ドイツの古参共産主義者であれ WASG に結集した労組リーダーであれ、物質主義的方向でかなりの同質性を示すとの知見 (Micus, Walter 2008 : 275) も気になる。もしそうなら、ベーシック・インカム論に内包される脱物質主義的ないしはリバタリアンの諸価値が、事態の進展の中で等閑視され、ないしは換骨奪胎される可能性も決して小さくないと言える。

第二に注目されるべきは、「3. 自然と社会をどのように保護すべきか? 社会的・エコロジー的改革」における、綱領草案と修正案との相違である。記述内容を詳細にする方向での修正なら、至る所にある。しかしこの箇所では党の基本的スタンスに関わりかねない重大な変更がなされていることは、この問題をめぐり党内に相対立する意見が併存することを意味する。綱領草案段階では、「社会的・エコロジー的改革には、環境に優しい新生活スタイルや新しいタイプの福祉を必要とする。社会的安定性、連帯の人間関係、健康および自由時間、教育・文化といったものがますます重要になるが、それは禁欲主義的な生活スタイルを意味するのではない」 (LINKE 2010a : 21) とされていた。修正案でこれに対応する文言は、「社会的安定性、確かで十分な収入とキャリアの見通し、職場と社会共同体における支配関係の少なさこそが、より多くの人間関係、健康、教育、文化、自由時間のための基礎である。より少ない消費の下での幸福な社会共同体へ至る道筋として、党は、特定の生活スタイルを指定しない。エコロジー的ライフスタイルには数多くのパターンがある。重要なのは、各

人のエコロジー的足跡がグローバルなワケ組みにおいて許容可能な範囲（CO<sub>2</sub>排出量年間1トン以内）におさまっていることである。どのようにしてそれを実現するのかは各人の自由に委ねられるが、個人のみが責任を負うのではない。省資源型生活スタイルをすべての人に魅力的にするための条件整備が重要である」(LINKE 2011b: 26) だと考えられる。公正で安心できる社会政策の一環としてエコロジー改革を追求するというのが左翼党の一貫したスタンスだが、1年あまりの党内論議を経た後の修正案では、改革が特定の生活スタイルを強いるのでないことが強調される。この背景には、エコロジー改革からの負の影響を恐れる物質主義志向の者とともに、徹底したエコロジー改革（既存の生活スタイルの変更を要求する）を求める者にも配慮せねばならない事情がある。

ここでも問題になるのは、党内統合である。環境問題をめぐり多様な立場が併存するのなら、それらを長期にわたり統合し続けることは至難の業である。エコノミーとエコロジーの緊張関係の中から改革の可能性を紡ぎ出す思想的態度こそがモダンな革新政党の真価が問われる試金石だとしたら（小野 2009: 365）、左翼党もまた、単なるプロテスト勢力を超えてプログラムの構想力を獲得するためには、それを避けては通れない。同党の社会的・エコロジー的改革は、過度の利潤志向ゆえの成長圧力から経済社会を自由にすると文言（修正案）にも見られるように、脱物質主義的な意味でのラディカル左派も引きつける内容のものだが、そこには理論的にも実践的にも多くの課題が残されているのである。

左翼党の綱領論議には、既成政党が放棄したラディカルな問題提起が息づいている。だがそれは、組織的にも理論的にも権力資源的にも、未成熟な状況の裏返しでもある。同党の政治的プログラムが今後どのようなかたちをとるのかは、予断を許さない。

#### 注

- (1) 綱領草案の末尾には、我々は自らのことを、市民とともに政策を形成する「学習期政党」とであると認識する、との文言がある（LINKE 2010a: 25; LINKE 2011b: 32）。
- (2) 2004年のPDSポツダム党大会で採択された妥協策。連立政権入りの是非について、「プロテスト」、「政策的具体化」、「資本主義を超克するオルターナティブ」のいずれの態度も等しく党の目的に適合と説明され、特定の立場を採用することにより意見を異にする者が離党する事態を回避しようとした（Messinger, Rugenstein 2009: 82）。
- (3) 同州SPD党首のユブシランティ（Andrea Ypsilanti）は、2008年の州議会選挙前には左翼党との協力はないと言明していたが、その後、左翼党議員の協力も得て州首相になろうとしたことが、党内外から批判を浴びた。赤緑連立少数派内閣の試みはその後もなされたが、それが失敗に終わるとSPDは希望を失い、2009年の出直し選挙で大敗した。
- (4) これは赤緑連立再来のシグナルである。ただし政治的プロジェクトとしてではなく、あくまでも戦術的手段と理解されている（SPIEGEL 2010/25: 20-22）。
- (5) ベルリン大連立政権の崩壊によりPDSを含む政権構想が現実化した2001年6月、『ツァイト』紙の評論は、旧東ドイツに根を下ろした政党（PDS）をいつまでも民主的プロセスから閉め出しておくのは誤りではないかと問うが（ZEIT 2001/25: 1）、このような論調は数年前までは考えられないことだった。2007年8月30日付けの同紙の記事（3面）も、その後の状況変化はあるにせよ、方向性を同じくする論評と言える。

- (6) 赤緑連立による多数派形成も可能とのデータは、2010年7月終わり頃から出始めている (www.focus.de, 21.7.2010, "Rot-Grün mit absoluter Mehrheit")。
- (7) Forschungsgruppe Wahlenのデータによれば、2010年1月15日時点で緑の党は12%の支持率で第三党に浮上し (FDPと左翼党はともに11%)、同年11月には20%にまで達した (www.forschungsgruppe.de, "Langzeitentwicklung : Politik I : Projektion seit 01/1991")。
- (8) 左翼党の綱領と規約の下で活動する党内分派。マルクス主義的立場の保持と発展を目的とする。ヴァーゲンクネヒトもこの派を代表する論客である。
- (9) 綱領草案 (LINKE 2010a) と修正案 (LINKE 2011b) との間にはかなりの相違がある。前文は綱領草案のものが踏襲されているが、本文では、小項目が増えるなど、記述を詳細にする方向で文案の再編成がなされている。本稿では、綱領草案段階の記述もふまえて、修正案をもって現時点での左翼党のプログラムの立場とみなした。
- (10) 修正案ではこの項の末尾に新たなパラグラフが挿入される。グローバルでジェンダー平等な公正配分との関連で、すべての人の職業労働・家事労働・社会活動への参与、有給・無給を問わずすべての労働に対する正当な評価、およびその前提としての大幅な時短などを求める (LINKE 2011b : 10)。ベーシック・インカム論者の主張と類似した内容だが、ベーシック・インカムの文言はここにも見られない。
- (11) 綱領草案にあった「社会的・エコロジ的にコントロールされた選択的成長」という文言 (LINKE 2010a : 15) は、修正案では使われていない。
- (12) 綱領草案の該当箇所 (IV 左翼の改革プロジェクト、社会共同体的変革への歩み) の「再配分と公正な税制」および「民主的社會国家における社会的安定」の項) にも、ベーシック・インカムへの明示的な言及はない (LINKE 2010a : 16-17 ; LINKE 2011b : 16-18)。基礎的社會保険の文言は用いられるが、それはベーシック・インカムと同義ではない。注10も参照。

#### 参考文献

- 小野一 2009 : 『ドイツにおける「赤と緑」の実験』 御茶の水書房。
- Feist, U., and Hoffmann, H.J. 2006 : "Die nordrhein-westfälische Landtagswahl vom 22. Mai 2005 : Schwarz-Gerb löst Rot-Grün ab". in : *Zeitschrift für Parlamentsfragen* 37/1, pp.163-182.
- Fitzpatrick, T., and Cahill, M. (eds.) 2002 : *Environment and Welfare : Toward a Green Social Policy*. New York : Palgrave Macmillan.
- Hough, Dan 2010 : "Political Opposition in the Era of the Grand Coalition(2005-09)". in : *German Politics* 19/3-4, pp.369-381.
- LINKE 2010a : 1. Entwurf für ein Programm der Partei DIE LINKE : Entwurf der Programmkommission. (<http://die-linke.de/programm/programmentwurf/>よりダウンロード可)。
- LINKE 2010b : Konzept der BAG Grundeinkommen in und bei der Partei DIE LINKE für ein Bedingungsloses Grundeinkommen (BGE) in Existenz und Teilhabe sichernder Höhe. (www.die-linke-grundeinkommen.de/よりダウンロード可)。
- LINKE 2011a : Bundesarbeitsgemeinschaft Grundeinkommen. (www.die-linke-grundeinkommen.de/よりダウンロード可)。
- LINKE 2011b : Aktueller Diskussionsstand für unser neues Parteiprogramm. (www.die-linke.de/programm/aktuelldiskussionsstand/よりダウンロード可)。
- Messinger, S., and Rugenstein, J. 2009 : "Der Erfolg der Partei die LINKE : Sammlung im programmatischen Nebel". in : F. Butzlaff, S. Harm and F. Walter(eds.), *Patt oder Gezeitenwechsel? Deutschland 2009*. Wiesbaden : VS Verlag, pp.67-93.
- Micus, M., and Walter, F. 2008 : "Entkopplung und Schwund : Parteien seit der Bundestagswahl 2005". in : Tenschler, J., and Batt, H.(eds.), *100 Tage Schonfrist : Bundespolitik und Landtagswahlen im Schatten der Großen Koalition*. Wiesbaden : VS Verlag, pp.247-282.
- Neugebauer, G., and Stöss, R. 2008 : "Die Partei Die Linke : Nach der Gründung in des Kaisers neuen Kindern? Eine politische Bedarfsgemeinschaft als neue Partei im deutschen Parteiensystem". in : Oskar Niedermayer (ed.), *Die Parteien nach der Bundestagswahl 2005*. Wiesbaden : VS Verlag, pp.151-199.

(おの はじめ 本学准教授)